

別表第 1 (第 4 条関係)

行政文書の種類	写しの作成の方法		金額
文書、図画及び写真	複写機により複写したもの(日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いたものに限る。)	単色刷り	1 枚につき 10 円
		多色刷り	1 枚につき 50 円
	複写機により複写したもの(日本産業規格 A 列 3 番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。)	実費	
電磁的記録	用紙に出力したもの(単色刷り)		1 枚につき 10 円
	光ディスク (日本産業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの		1 枚につき 200 円
	光ディスク (日本産業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの		1 枚につき 200 円

(備考)

- 1 保有個人情報記録された電磁的記録の写し(電磁的記録にあつては、用紙に出力したものに限る。)を作成する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの大きさの用紙を用いるものとする。
- 2 文書、図画及び写真の写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として算定する。
- 3 同表に掲げる以外の写しについては、実費を算定して定める額とする。